

令和6年度

造 林 事 業 標 準 単 価 表

(下 列)

令和6年6月1日

香川県環境森林部森林・林業政策課

令和6年度造林事業標準単価の適用基準

I 施行形態区分による標準単価の適用

区 分	適	用
自 力	森林所有者が森林組合等へ施業の委託を行わず、自己の労務等で実施する場合	
受 託	森林組合等が森林所有者から施業の委託を受けて実施する場合	
請 負	市町等が森林組合等と請負(委託)契約により実施する場合 ただし、施業委託による場合は、上記「受託」区分を適用	

II 施業区分による標準単価の適用

全刈り

区 分	適		用 考
	占有植生	備	
全刈りⅠ	カヤ、笹類、ツル、バラ類、灌木類	全刈り	
全刈りⅡ	カヤ、笹類、ツル、バラ類、灌木類	全刈り(2回刈)	

筋刈り

区 分	適		用 考
	占有植生	備	
筋刈り	カヤ、笹類、ツル、バラ類、灌木類	筋刈り	

備考 本表は植栽列等に沿って刈り払いを行う「筋刈り」に適用する。

III 社会保険料等について

社会保険料等は、現場従業員及び現場労働者に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分(労災保険の特別加入制度に係る保険料を含む。)並びに退職金共済制度(林業退職金共済制度(林退共)、建設業退職金共済制度(建退共)、中小企業退職金共済制度(中退共))の掛金とする。

施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について社会保険等(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職共済制度)の加入状況に応じ、表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、表2に示す加算率を適用する。

(表1)

社会保険等		加入している場合の点数
労災保険		6点
雇用保険		1点
健康保険		5点
厚生年金保険		10点
退職金共済制度	中小企業退職金共済制度以外	2点
	中小企業退職金共済制度	3点

(表2)

平均点数		加算率
1点以上	7点未満	3%
7点以上	13点未満	10%
13点以上	23点未満	13%
23点以上		18%

令和6年度造林事業標準単価一覧

1ha当たり

施 業 名	区 分	適 用		雇 用 形 態	自 力	受 託				請 負			
		占 有 植 生	備 考			3%	10%	13%	18%	3%	10%	13%	18%
下 刈	全刈Ⅰ	カヤ、笹類、ツル、バラ類、灌木類		有		224,000	236,000	242,000	251,000	246,000	260,000	266,000	276,000
				無	180,000	186,000	198,000	204,000	213,000	204,000	218,000	224,000	234,000
	全刈Ⅱ	カヤ、笹類、ツル、バラ類、灌木類		有		416,000	440,000	450,000	467,000	458,000	484,000	495,000	514,000
				無	336,000	346,000	369,000	379,000	396,000	380,000	406,000	417,000	436,000
	筋刈り	カヤ、笹類、ツル、バラ類、灌木類		有		72,000	76,000	78,000	81,000	79,000	84,000	86,000	89,000
				無	58,000	60,000	64,000	66,000	69,000	66,000	70,000	72,000	75,000